

令和3年度 香港でのプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）が令和3年度 香港でのプロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和3年度 香港でのプロモーション業務
- (2) 業務内容 令和3年度 香港でのプロモーション業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年2月28日

3 見積金額の限度額等

- (1) 本業務の見積金額の限度額
金1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要項の公表、公募開始	令和3年11月19日（金）
質問受付期限	令和3年11月30日（火）17時必着
参加申込書類の提出期限	令和3年12月1日（水）17時必着
企画提案書等の提出期限	令和3年12月6日（月）17時必着
受託候補者決定	令和3年12月10日（金）予定
受託候補者公表、結果通知	令和3年12月13日（月）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに

5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。

(6) 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

6 質問書の提出及び回答

本業務にかかる質問については、質問書（様式7）を用いて電子メールにて行うものとする。電子メール送付後、速やかに電話連絡を行うこと。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

・質問の宛先：糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課（担当：岩田、岩井田）

電子メールアドレス：bra-gaku@city.itoshima.lg.jp

電話番号：092-332-2079（課直通）

・質問受付期限：令和3年11月30日（火）17時まで

・質問に対する回答：令和3年12月2日（木）までに全ての参加申し込み事業者にE-mailにて通知予定

7 参加申込書類の提出

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 誓約書（様式3）

④ 過去の主な実績等（様式4）

⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式5）

⑥ 添付書類

ア 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。複写でも可、個人事業者の場合不要）

イ 直近の糸島市税（市民税、固定資産税、法人市民税）の滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者は不要）

ウ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（個人事業者で所得税の課税がある場合、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明書／3か月以内に発行されたもの。複写でも可）

エ 会社概要のわかるパンフレット等

(2) 提出部数 各1部

(3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

(4) 提出先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課（担当：岩田、岩井田）

(5) 提出方法 持参または郵送

(6) 提出期限

令和3年12月1日（水）17時 必着

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 6部

※「9 企画提案書等の作成方法」に沿って企画提案書の提出をすること。

※表紙に事業者名を記載してください。

② 見積書（内訳の分かるもの） 1部

※事業者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。

(2) 提出先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課（担当：岩田、岩井田）

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出期限

令和3年12月6日（月）17時 必着

※受付時間：8時30分から17時まで。（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。

また、提出書類は返却しない。

9 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書は、「令和3年度 香港でのプロモーション業務に係る企画提案仕様書」の内容を踏まえて作成し、別紙評価表の評価項目及び評価の視点に即した提案であること。

(2) 企画提案は1者につき1案とすること。

(3) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、代表者名、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。

(4) 企画書は、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、簡潔かつ明瞭に記述すること。

(5) 企画提案書等の体裁は、原則としてA4判（図表等についてはA3判の折込みも可）両面印刷とし、縦、横は問わない。

(6) 表紙には、表題「令和3年度 香港でのプロモーション業務」と記載し、提出年月日及び事業者名を表示すること。

(7) 目次及びページ番号を付すこと。

(8) 必要な追加資料がある場合は、別に提出を認める。

10 見積書

(1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。

(2) 様式は任意とする。

(3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。

- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査のうえ、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求めることがある。

11 選定方法

- (1) 受託候補者の選定は、提出された企画提案書等により別紙評価表の評価項目に基づく審査し、評価の合計得点が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。なお、審査は提出された企画提案書等及び参加申込書による書類審査のみで行い、プレゼンテーションは実施しない。
- (2) 選定のために必要な場合には、追加で質問をすることがある。
- (3) 合計得点が同点となる提案業者が2者以上あるときは、選定委員会の多数決により、順位を決定する。
- (4) 審査にあたっては最低水準を設定し、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、応募事業者が1者の場合でも審査を行う。

12 選定結果の通知

- (1) 選定結果は本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は選定された受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。
- (2) 受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。なお、審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

13 契約に関すること

- (1) 契約の締結
本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。
契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案を基本とし、契約に向けた協議において調整を行う。
- (2) 次順位者との交渉
本市は、受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について交渉をするものとする。
- (3) 契約に要する費用の負担
契約に要する費用は、全て業務受託事業者の負担とする。

14 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があつた場合には、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

15 問い合わせ先

糸島市 企画部 ブランド・学研都市推進課 (担当：岩田、岩井田)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2079 (課直通)

電子メールアドレス：bra-gaku@city.itoshima.lg.jp